

帯広市火葬場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月13日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第17号

帯広市火葬場条例の一部を改正する条例

帯広市火葬場条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条を第10条とし、第5条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（管理の代行）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に火葬場の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第9条 前条の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持管理業務
- (2) 火葬に関する業務
- (3) その他前2号を遂行するために必要な業務

第3条を第5条とし、第4条を第6条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（開場時間）

第3条 火葬場の開場時間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休場日）

第4条 火葬場の休場日は、1月1日及び市長が別に定める日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

別表中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の帯広市火葬場条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。